

## 認証評価機関申請書に関する質問事項及び回答 （一般社団法人 日本大学基準協会）

<全般>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	<p>● 貴法人名称を「日本大学基準協会」とした理由をお聞かせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学基準協会と極めて類似した名称を付けた理由</li> <li>・ 大学が混乱するのではないかといったことは考慮しなかったのかどうか</li> <li>・ 専門職大学・専門職短期大学の評価を行うのに、なぜ組織名称に「専門職」を冠しなかったのか</li> </ul> <p>既に公益財団法人大学基準協会が認証評価機関として存在し、その英語名称は "<b>Japan University Accreditation Association</b>" として定着し、社会に通用しております。この点、貴法人名称は、国内外において両法人の混同が生じるおそれがあるため、名称の再考を求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門職大学ならびに専門職短期大学及び、専門職学位課程の分野別・機関別認証評価機関として企図しました。「専門職大学基準協会」とすると、限定的なイメージを持つため、汎用性の高い「日本」という名称をつけて、差異化をはかった経緯があります。</li> <li>● 名称については、「専門職大学基準協会」に変更予定です。</li> </ul>
2	<p>● 「事業計画書」(00-05) の 4 に専門職大学認証評価で認証を受けると、機関別、分野別の評価が実施できるとの誤解があるようにも読めますが、機関別と分野別はそれぞれ独立して、しかも分野別は分野ごとに認証評価を受ける必要があることをご認識されているのかどうか、確認させてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機関別評価認証評価が行える評価機関として認証されるのとは別に、分野別認証評価を行える評価機関として分野ごとの認証を受ける必要があるものと認識しております。</li> </ul>
3	<p>● 認証評価機関申請書の役員の氏名について、それぞれの担当業務をご教示ください。</p> <p>また、監事の他機関での役職につきご教示ください。(氏名についても記載がありませんが、履歴事項全部証明書で塩塚敬氏であることは把握しております。)</p> <p>併せて、学校法人先端教育機構の役員名簿がウェブサイトで見当たりませんでしたので、ご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (役員の担当業務)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東 英弥 法人の業務を統括する</li> <li>・ 内藤 力 渉外：職業団体とのリレーションシップ</li> <li>・ 小端 進 財務担当ならびに学校法人</li> <li>・ 川山 竜二 質保証ならびに基準について</li> </ul> </li> <li>● 監事 塩塚敬の他機関での役職について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校法人先端教育機構 評議員</li> <li>・ (株) フジテックス 取締役</li> </ul> </li> </ul>

## 資料 7

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）  
令和 3 年 12 月 21 日

		<ul style="list-style-type: none"> <li>（学校法人先端教育機構の役員名簿について） 別添 資料 1 「学校法人先端教育機構役員名簿」にてご提出いたします。 社会情報大学院大学のホームページにも記載があります。 <a href="https://www.mics.ac.jp/about/documents/">https://www.mics.ac.jp/about/documents/</a></li> </ul>
4	<p>●定款第 3 条で、「専門職大学」「専門職短期大学」「専門職大学院」を並列で高等教育機関としておりますが、専門職大学院は高等教育機関である大学に置かれる組織です。なぜ同じ格として置いたのかをお尋ねいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職大学院は高等教育機関である大学に置かれる組織ではありますが、大学設置基準ではなく、専門職大学院設置基準に基づいて、いわゆる高度専門職業人の養成を目的として設置されるものです。当法人は、とくに専門職業人・高度専門職業人を養成する高等教育機関に対する質保証を目的としていること、専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準、専門職大学院設置基準が同格の表記とされていることから、本定款においても同格の表記といたしました。</li> </ul>
5	<p>●「認証評価事業基本規則」(00-09) 第 2 章について、「基準委員会」という名称は、その職務内容にふさわしいように見えないのですが、なぜ基準委員会という名称にしたのか、ご説明ください。 また、認証評価部門の最高意思決定機関とありますが、最高意思決定機関であるならば、各評価委員会の結果についての最終意思決定を行うのではないのでしょうか。認証評価フローチャートにおいても基準委員会を経るようにはなっておりません。最高意思決定機関とした理由をお聞かせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証評価において、評価基準の策定・変更という根幹の職務を担うセクションであることから「基準委員会」としました。</li> <li>「基準委員会」という名称が不適切な場合は、名称の変更も検討して参ります。</li> </ul>
6	<p>●「専門職大学・専門職短期大学・専門職大学院」に対する恒常的な関与による支援及び助言並びに情報の提供」(定款)、「定期的に実態を把握」「大学支援部を設置」「実務家教員資格部門設置」(資料 00-05) とのことですが、認証評価機関として評価の独立性・公正性との関連についての見解をお示しください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学支援部門と実務家教員支援部門の人員は、認証評価部門と全く別の人員で構成されること、また、大学支援部門で得た情報は認証評価部門に直接共有されることはないため、独立性・公平性は担保されると認識しております。</li> <li>実務家教員資格部門についても、部門内の人員は認証評価部門と全く別の人員で構成されること、実務家教員資格部門で得た情報は認証評価部門に共有されないため、独立性・公平性は担保されると認識しております。</li> </ul>

### <評価体制>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	<p>●貴法人が認証評価活動を行うにあたり、どのような基本方針（目的やコアバリューなど）に基づき認証評価を行うのかご教示ください。（今回提出していただいた書類にはそれに相当する記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針は、第一に新たに創設された「専門職大学等に関する教育研究の質を向上させ、社会貢献に資する機関となる一助となること」、そして第二に、上記の活動を通じて「(専門) 職業教育の社会的地位の向上を図ること」並びに「社会・産業構造の変化をとらえた(専門) 専門職業教育ならびに研究の質向上」</li> </ul>

## 資料 7

中央教育審議会大学分科会  
 認証評価機関の認証に関する審査委員会（第26回）  
 令和3年12月21日

	が見られないためお尋ねします。)	としています。こうした、目的を専門職大学等で自主的に行われるように、認証評価の結果をフィードバックすることを通して支援していくことを目的としています。
2	●「事業計画書」(00-05)「3. 認証評価事業の開始に向けた事業」(1)②「試行評価等の実施」とありますが、これまでに何らかの評価活動、事業を実施した実績があれば確認させてください。	● 現在、専門職大学・専門職短期大学12校に対し、認証評価の流れや各基準についてヒアリング調査を行っています。また、専門職大学・専門職短期大学の他、大学基準協会、専門職高等教育質保証機構、日弁連法務研究財団にヒアリングを行い、機関別、分野別の認証評価の実施方法についてヒアリングを行いました。 その中で、設立されて間もないため認証評価についての準備が間に合わず、試行調査を実施するのは難しいとの意見もあり、実施を見送りました。
3	●「認証評価の業務以外の業務の種類及び概要」(00-06)に記載された各部門、センターの構成員をご教示ください。	● それぞれの部門につき1名ずつの責任者を配置します。 ● 調査研究部門については、適宜調査研究事案に基づき、研究員を外部有識者から構成します。 ● 大学支援部門は事務担当者を1名おき、大学の依頼数に応じて人員を増やしていきます。 ● 実務家教員支援部門についても、事務担当者1名を配置します。 ● 認証評価部門については事務担当者2名を配置します。
4	●「事務局」の体制について詳細な情報を確認させてください。 「収支計画書」(00-04)によると常勤職員人件費350万円が計上され、パートタイム職員を4名、2023年度から雇用とありますが、これまで評価業務の経験がある人材が確保できる見込みをご教示ください。	● 事務局は通常、事務局長1名と常勤の職員1名の2名体制でまた評価事業の件数により委嘱職員を2名程度雇用する予定です。 認証評価を行うのは、評価委員であるため、認証評価業務の経験のある事務局人材が必ずしも必要ではないと認識しております。 ● 実際に認証評価を行う評価委員を支えるため、認証評価業務に限らず、高等教育・専門職教育に知見のある者を公募し、選考により採用する予定です。
5	●「一般社団法人日本大学基準協会 認証評価事業基本規則」(00-09)の第1条には専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院（以下「専門職大学等」）の記載があるが、第2条2項には専門職大学院評価委員会の記載がありません。貴法人では専門職大学院の認証評価を行わないという理解でよろしいでしょうか。その場合、その理由をお聞かせください。	● 将来的に専門職大学院の認証評価を行う予定のため、認証評価事業規則(00-09)、定款にその旨記載しましたが、専門職大学院の分野別認証評価機関は現在、他の評価機関で十分に実施されていること、また、専門職大学、専門職短期大学の認証評価機関は存在せず、これらの評価機関を設置することが先決のため、まずは専門職大学、専門職短期大学の組織が必要であるとの理由から、ご指摘の状況となっております。
6	●同上規則第20条で、専門職大学評価委員会は5名程度で構成するとあり、同規則23条で専門職大学評価委員会に委員長1名と副委員長2名を置くとあります。委員会委員5名のうち3名が	● 専門職大学評価委員会は5名程度としており、5名というのは最低人数を想定していますので、記載の数字より人数が多くなるものとして、設定した人数でした。 ● ご質問の趣旨を踏まえ、副委員長を1名とし、委員長と副委員長のみで過半数

## 資料 7

中央教育審議会大学分科会  
 認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）  
 令和 3 年 12 月 21 日

	<p>委員長、副委員長となり、委員会委員のバランスを欠くと思われませんが、そのような構成にする理由をご説明ください。（第 33 条以下の専門職短期大学評価委員会等の構成についても同様です。）</p> <p>特に、第 29 条の秘密会の決定には「出席した評価員の過半数の同意があれば」とあり、委員長と 2 名の副委員長だけで秘密会とすることができるのは、議事の透明性に欠けるのではないのでしょうか。</p>	<p>を超えないよう、修正いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門職短期大学委員会以下も同様に修正しました。</li> </ul>
7	<p>●同規則「第 3 節 農林業分野評価委員会」第 44 条には「農林業分野専門職大学・専門職短期大学認証評価事業に関する具体的な事項を決定し・・・」と目的に記されておりますが、同第 45 条（5）には「専門職短期大学ごとに評価委員から成る評価分科会を編成する」とあり、「専門職大学」の評価に関する分科会の記載がありません。</p> <p>専門職大学の農林業分野は評価の対象としなのかお尋ねいたします。（以下、各専門分野別評価委員会についても同様です。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「専門職大学」の記載が落ちていました。正しくは「専門職大学・専門職短期大学ごとに」となります。以下、各専門分野別評価委員会についても同様です。</li> <li>● ご指摘の趣旨を踏まえ、第 45 条（3）にて「専門職大学・専門職短期大学（以下、「受審校」とする。）」とし、以降、受審校と表記を改めました。</li> </ul>
8	<p>●同規則 179 条には評価分科会 3 名のうち 1 名を主査、1 名を副査とするとあり、役職ではない評価員は 1 名のみで、分科会のバランスを欠くのではと思われませんが、その点についての見解をお聞かせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の評価団体でも、評価する大学の規模によっては、主査、副査、役職のない評価委員という 3 名体制で評価を行うところもありますので、問題はないと認識しています。</li> <li>● 公平性に欠けるという場合は、オブザーバーという形で有識者に協力をいただきたいと思えます。</li> </ul>
9	<p>●「一般社団法人 日本大学基準協会 評価料に関する規定」(00-11) 第 7 条に「この規定の改廃は、専門職大学評価委員会の議を経て」とありますが、認証評価の最高決定機関である「基準委員会」でなくてよいのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご指摘の趣旨を踏まえ、「基準委員会」に修正しました。</li> </ul>
10	<p>●委員会委員一覧（00-08）について</p> <p>(1) 未定が多いとお見受けします。なぜ申請前に全て打診済みではないのでしょうか。</p> <p>(2) また、様々な専門領域の専門職大学の実務家教員の専門領域における研究能力・実績、教育指導力等の評価について適切な評価を行える評価員を準備できる見込みはありますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (1) 認証評価機関として認証がなされていないため、特に分野別評価について、正式にオファーできていない状況です。</li> <li>● (2) 専門職大学の実務家教員の専門領域における研究能力・実績、教育指導力等の評価については、専門職大学コンソーシアムと連携し、評価委員を確保する見込みです。</li> <li>● (3) 各専門職大学・専門職短期大学の初めての認証評価ということを踏まえ、分野別認証評価の場合においても、専門職大学等が高等教育機関として法令等</li> </ul>

## 資料 7

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）  
令和 3 年 12 月 21 日

	うか。 (3) 更に、委員構成において高等教育研究者が多く、専門分野の委員が少ないのではないのでしょうか。厳正な分野別認証評価が可能なのでしょうか、ご教示ください。	を遵守しきちんと運営されているかを確認することを重視する観点から、高等教育研究者の比率が高くなっています。
11	<p>● 基準委員会の委員数について 「認証評価事業基本規則」(00-09) 第 7 条には「基準委員会の委員数は 10 名程度の基準委員で構成する」と書かれております。現在 8 名の氏名と専門分野が挙げられておりますが、このうち 6 名が「教育」を専門分野となっております。「事業計画書」(00-05) の「4. 専門職大学・専門職短期大学認証評価」に挙げられている分野は 10、対象となる専門職大学は 14 校、専門職短期大学は 3 校であり、一覧表には農林業、動物看護、臨床医療、アニメ・マンガなど、分野も多岐にわたっているとお見受けいたします。 10 名程度の委員で足りるのでしょうか。また、現在記載されている基準委員会の委員の専門分野で評価できるのでしょうか、ご説明ください。</p>	<p>● 現時点での委員の人数であり、認証評価機関として認証された際には、人数を増やしていく予定です。また、受審校が多い年度と少ない年度がありますので、その際には人数を多少増減させていく予定です。10 名程度というのは最低人数とご理解ください。 教育（特に高等教育）を専門とする委員が多い理由については、質問 10 でもお答えした通り、法令遵守の観点から大学の運営がなされているのかを重視する観点から、高等教育研究者の比率が高くなっています。また、認証評価とは何かということをきちんと理解している評価員を配置する必要があると考えています。各分野の専門家については、認証評価機関として認証された後にオフアワーを行うべく、調整を行っています。</p>
12	<p>● 基準委員会委員、専門職大学評価委員会委員ともに、大学関係者の専門分野に大きく偏りがあるようにお見受けしますが、なぜこのような構成になっているのでしょうか。 また、現在名簿に登録されている者は就任を承諾しているのかどうか、お聞かせください。</p>	<p>● 質問 10、11 でお答えしている通り、専門職大学・専門職短期大学において初めての認証評価ということを踏まえ、専門職大学等が高等教育機関として法令等を遵守の観点から評価が行えるよう、構成を行っています。 名簿に登録されている委員については、(未打診) と記載の 2 名以外には就任を承諾いただいております。</p>
13	<p>● 基準 7 (管理・運営及び財務) に関して、委員会委員一覧(00-08)からは公認会計士等の財務の専門家が見当たらないようですが、該当がいらっしゃればご教示ください。また、その必要についてのお考えをお示しください。</p>	<p>● 専門職大学評価委員会と専門職短期大学評価委員会の緑色で示したセルに該当する委員が、管理・運営及び財務を担当する委員に当たります。</p>

### <評価基準>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	● 専門職大学評価基準は 7 つの基準から構成されていますが、貴法人においては、どの基準が一	● すべての基準が重要であると考えておりますが、諸外国の事例等も参考にしますと、自組織において「内部評価＝自己評価」を行っていくことに重きが置か

## 資料 7

中央教育審議会大学分科会  
 認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）  
 令和 3 年 12 月 21 日

	<p>番重要な基準とお考えでしょうか。すなわち、評価に当たっての基本的な理念・方針はどのようなものでしょうか、お聞かせください。</p>	<p>れており、自らで質を高めていく仕組みを動かすことが重要であると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● また、教員組織（とりわけ実務家教員）についての質保証も教育課程を支えるなかで重要であると考えており、特にその点において他の認証評価機関との差異化を図りました。</li> </ul>
2	<p>●評価の観点 1-5「社会の要請を踏まえた、これからの経済社会を担う専門職業人養成について、根拠に基づき社会に表明されていること」とありますが、「根拠」とはどのようなものを想定しているのかご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「根拠」というのは各専門職大学や専門職短期大学が、養成しようとしている専門職業人（養成する人材像）が社会からの要求と一致しているかどうかを確認しうる資料のことです。たとえば、資料（データ、論文等）が考えられます。</li> </ul>
3	<p>●評価の観点 2-6 に関連して、学生からの意見聴取は「授業評価」だけで十分なのでしょうか。また、在学生だけでなく、卒業生や採用企業等からの意見聴取はどの基準、観点で確認を予定しているのか、ご説明ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価の観点 2-6 に関しては、学内の仕組みとして授業評価が組織的に実施され、これらの結果が教育の改善につながっているかを確認する項目であり、学生のヒアリングに際しては、授業評価の他教育研究活動の状況について、意見や感想を広く伺い、自己点検・評価報告書の内容と実態が合致しているかを確認します。</li> <li>● 卒業生への意見聴取については、開学して間もない大学等が多いため、想定しておりませんが、こちらについては基準、又はヒアリングに含めることを今後検討したいと思います。</li> <li>● 採用企業等からの意見聴取については、就職率だけでは計れない分野もあるため、機関別認証評価には組み入れることを想定しておりません。</li> </ul>
4	<p>●評価基準の名称について、専門職大学は「専門職大学評価基準」となっており、専門職短期大学は「専門職短期大学 機関別評価基準」となっております。これらの名称が異なる理由をお聞かせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標記が誤っておりました。正しくは「専門職大学 機関別評価基準」です。</li> </ul>
5	<p>●専門職大学評価基準、専門職短期大学機関別評価基準は、それぞれどのような体制（者、または組織）で設定されたのか、ご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本大学基準協会 設置準備室にて設定されました。</li> </ul>
6	<p>●「認証評価に係る報告書案の構成及び判定に関する規程」（01-05、02-05）の（基準ごとの評価）第 4 条の基準を満たしている、満たしていない、の判断の記述について、「満たしている」に該当しないにもかかわらず、「満たしている」とすることがあると理解できるのですが、具体的にどのような場合が想定されているかご説明ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「基本的な観点」に該当する評価項目に関しては、専門職大学設置基準等の関連法令を根拠に設定しているため、これらを満たしている必要がありますが、「質向上の観点」については、本協会が独自に定めている項目のため、基準 2 以外の基準に関しては、満たしていない「質向上の観点」があった場合でも「基準を満たしている」と判断がなされます。</li> </ul>
7	<p>●「専門職大学評価基準」（01-02）評価の観点 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価の観点 4-6 については、設置基準第 36 条を関連する参照法令として定め</li> </ul>

## 資料 7

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）  
令和 3 年 12 月 21 日

-6 について、実務の経験を有する専任教員の定義が、設置基準第 36 条を満たしていないのではないか。（実務の経験がおおむね 5 年以上）	ているため、上記設置基準を満たしている必要があります。
---	-----------------------------

### <評価方法>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	<p>● 専門職大学機関別認証評価実施要項 (01-07) によりますと、実務家教員 16 人（想定）について、個別審査を行うこととされておりますが、個別面談、授業参観、学生ヒアリングを実地調査で行うにあたり、何日間を予定していますか。</p> <p>1 大学 3 人（単科大学の場合は 3 人と理解した）の評価員で少なくとも複数の評価員が個人面談を行わないと公正性が保てないと考えますが、見解をお聞かせください。</p>	<p>● 実務家教員の実地調査 3 日間の中で実務家教員 1 人につき、約 15 分、16 人の場合 4 時間を要すると想定しています。</p> <p>すべての面談にあたって、全ての評価委員が面談に参加する想定です。</p>

### <組織及び財務状況>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	● 評価手数料を実務家教員数に応じて割り増しを求める理由をお聞かせください。	● 実務家教員の人数が多いほど、実地調査の時間や準備等、本協会の手数が多くかかるためです。
2	<p>● 「収支計画書」(00-04) の「支出」欄に評価員の旅費は計上されていますでしょうか。</p> <p>また、「評価謝礼」の項目あるいは「旅費」の項目に含まれているということでしょうか。</p>	● 評価委員の旅費については、「評価謝礼」の項目に含まれています。
3	<p>● 一般社団法人日本大学基準協会における基準委員会の位置づけについて</p> <p>(1) 「一般社団法人日本大学基準協会 認証評価事業基本規則」(00-09) 第 2 条では、「認証評価事業は、本協会理事会の委託に基づき認証評価部門がこれを行うものとする」と書かれておりますが、この場合の委託というのは、どういう意味でしょうか。</p> <p>(2) 定款 (00-01) 35 条 2 項では「委員会等の委員は、理事会において選任する」となっており、認証評価事業基本規則第 8 条でも「基準</p>	<p>● (1) 委託ではなく、委任の誤りです。修正いたしました。</p> <p>● (2) 質問の趣旨を踏まえ、定款第 35 条 2 項を削除します。</p> <p>● (3) 問題ないと考えております。</p> <p>● (4) 質問の趣旨を踏まえ、定款第 35 条第 2 項を削除します。</p> <p>(定款については、協会名を変更する際に再登記が必要のため、そのタイミングで修正いたします。)</p>

## 資料 7

中央教育審議会大学分科会  
 認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）  
 令和 3 年 12 月 21 日

	<p>委員会委員は本協会理事会において選任する」となっております。しかし、「事業計画書」(00-05) (1) ①基準委員会では「認証評価部門の最高意志決定機関として、基準委員会を設置する。基準委員会は・・・評価委員会委員、異議申立委員会委員を選任する権利を有する」と書かれています。「評価委員会委員の選任」が基準委員会の権限となっているのは、定款 35 条 2 項に反しないのでしょうか。</p> <p>(3) 基本規則 10 条では「基準委員会委員長は、基準委員会の互選により決する」となっているのは、一般社団法人日本大学基準協会の運営上、問題ないのでしょうか。</p> <p>(4) 基本規則 21 条では「専門職大学評価委員会委員は、基準委員会において選任する」、同 33 条では「専門職短期大学評価委員会委員は、基準委員会において選任する」となっているのは、定款 35 条 2 項との関係で問題ないのでしょうか。</p>	
4	<p>●基本規則の改正と基準委員会の発議について          「基本規則」第 203 条では、基本規則の改正について「基準委員会の発議に基づき理事会において行う」となっております。基準委員会の発議がなければ、基本規則の改正はできないということでしょうか。</p>	<p>●ご質問の趣旨を踏まえ、第 203 条を「この基本規則の改正は、理事会において行う。」に修正いたしました。</p>
5	<p>●「異議申し立て審査に関する規程」(00-10) 第 3 条 3 項では、「2 名については大学関係者、3 名については学部の有識者」から、理事会が選出すると規定されておりますが、「大学関係者」及び「学部の有識者」とはどのような人を想定されているのでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>●大学関係者とは大学についての知見を有する者、学部の有識者については学部教育を行っている者、職能団体の実務担当者等を想定しています。</p> <p>●表現が適当でないと思われる場合は、表現を改めることも検討します。</p>
6	<p>●「収支計画書」(00-04) は認証評価事業のみであるとの理解でよろしいでしょうか。          また、「収支計画書」では 2024 年度以降、相当な収益が上がるようになっておりますが、それで</p>	<p>●「収支計画書」は認証評価事業のみのものです。</p> <p>●ご質問の趣旨を踏まえ 2030 年度～2032 年度で各 10,000,000 円、2033 年度に 9,100,000 円基金へ戻し入れを行うように、収支計画を変更いたしました。(別添 資料 2)</p>



## 資料 7

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）  
令和 3 年 12 月 21 日

	も基金に戻し入れをしないのはなぜでしょうか。	
7	●今回提出された資料からは、財務状況が安定的に運営できるようには見受けられないのですが、評価担当事務局、大学支援部門大学支援部、実務家教員資格部門、広報センター等、すべての収支計画についてもお示しください。	● 別添 3 収支計画書（全部門）を提出します。
8	●基金（寄付金）の原資についてご説明ください。	● 理事長の私財です。
9	●収支計画書（00-04）において、 （1）基金の取崩を除いても 2027 年度を除き 2025 年度からは収入超過が累積していきませんが、内部留保の増加を見込む理由と、将来的使途をお示しください。 （2）当初の基金を超える収入超過の留保に関し、受審料の適正性についてのお考えをご説明ください。	● （1）（2）について、内部留保の増加を見込む理由としては以下の通りです。 ・ 認証評価事業の継続的な安定のため ・ 専門職大学・専門職短期大学の数が増えることを見込んだうえ、認証評価事業の公平性と質の保証を担保するため、評価事業に当たる人員を増やすため（人件費）。 ・ 受審料については将来的に値下げを想定している。
10	●事業計画書（00-05）によりますと、広報センターの事業については認証評価準備にかかる事業とは別経理にするとのことですが、収支計画書（00-04）における広報費との関係をご説明ください。	● 収支計画における広報費は、会報の作成・送付費用を想定していました。 ● 広報センターでは、認証評価部門以外の部門の活動を含め、ホームページや SNS での協会の広報活動、出版物の刊行、公開講座等を企画し、認証評価の会員向けに行う広報とは別に、社会に広く広報活動を行うセクションです。
11	●認証評価事業規則（00-09）第 181 条において、評価員に対する研修が義務づけられておりますが、必要経費は収支計画（00-04）に盛り込まれておりますでしょうか。	● 評価委員に対する研修が義務づけられていることは認識しております。研修については、時勢を鑑みオンライン研修も検討していることから、大きく費用はかからないことを見込んでおり、特段、研修費等の費目を設けての計上は考えておりません。

### <その他>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	●認証評価機関申請書（01-00）2 ページ目に、日本実務教育学会ホームページで情報提供を行ったとありますが、どのような意見があったかお聞かせください。	● 資料 01-04、資料 02-04 に示している通り、以下の内容について意見がありました。 ・ 「専門職大学評価基準」及び各基準の趣旨について 「評価基準を「満たしている」旨の適格認定」の部分について、法令上の表現に寄せると「～の総合的な状況について認証評価」という表現になるかと推察します。 ・ 基準 3 3-8 明示された基準および方法に基づいて成績評価、単位認定が公正および厳格に行われていること。 →公正【かつ】厳格の方がわかりやすい

## 資料 7

中央教育審議会大学分科会  
 認証評価機関の認証に関する審査委員会（第26回）  
 令和3年12月21日

		<p>のでは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3-43 全体的に少し文意がとりづらく、また何をどう対応するのもよくわからない可能性がある。</li> <li>その他                  質向上の観点と基本的な観点がまざっていて少し見づらい気がします。各基準における「基本的な観点」は前にまとめて、「質向上の観点」はそれぞれの基準の後半にくるように並び順をかえると、実際に審査にあたる人にとっては見やすくなるのではないのでしょうか。（あるいはフォントを変える等、別の工夫でもよいと思います）</li> </ul>
2	<p>●意見募集は、日本実務教育学会のホームページを通じて行われたとのことですが、意見募集の際に、誰が責任者となってどのような文章で通知を行ったのか、その通知文書をお示ください。</p> <p>なお、日本実務教育学会では意見募集の結果だけが掲載されておりますが、内容まで記述されておらず意見募集後の説明責任としては不十分ではないかと思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご指摘いただきました点を踏まえ、募集時の内容について日本実務教育学会内のホームページに再掲いたしました。（回答フォームは現在閉鎖しております。）<a href="#">6/8(火)～6/22(火)、専門職大学認証評価機関の認証に係る評価基準の意見募集（パブリックコメント）について、ご協力をお願い   日本実務教育学会 (coep.jp)</a></li> <li>● （評価結果の掲載方法について）ご指摘を踏まえ、意見の内容についての公開について検討したいと思います。</li> </ul>